

答 申 第 4 号

平成14年 8 月20日

仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年 8 月29日付環廃産第21号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 2 号 「株式会社 〃〃〃 の産業廃棄物収集運搬許可申請書及び添付書類」の一部
開示決定に対する異議申立て

(別紙)

答 申
(諮問第2号)

1 審査会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定のうち、「決算報告書」中「貸借対照表」と「損益計算書」を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の記載部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、「株式会社 〇〇の産業廃棄物処理業者許可申請書及び添付書類」の開示を請求したのに対し、実施機関が「株式会社 〇〇の産業廃棄物収集運搬許可申請書及び添付書類」を特定し、一部開示決定したことについて、当該文書中「決算報告書」(以下「本件公文書」という。)の非開示の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

4 実施機関の説明

実施機関の説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

法人が産業廃棄物の収集運搬業を継続して営むためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、同施行規則に規定する書類を添えて実施機関に許可の更新を申請しなければならないこととなっている。

本件公文書は、当該法律及び同施行規則の規定に基づき株式会社 〇〇(更新許可申請当時は有限会社、以下「同社」という。)が提出した更新許可申請書に添付された同社の申請時直前3か年の決算報告書である。

なお、同社から提出された産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請に対し、実施機関は平成10年12月20日に更新許可を行っている。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

ア 条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し、保護する

立場から、公にすることにより事業を行うものの当該活動における正当な権利利益を害するおそれがある情報については、これを非開示とする旨を定めたものである。

イ 本件公文書に記載されている情報は、法人の財務に関する情報であり、その資産内容や経営状況等を表すものであることから、条例第7条第3号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

ウ ところで、条例第7条第3号はただし書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非開示とすべき法人等情報から除外している。そこで、本件公文書に記載されている情報が同号ただし書に該当するかどうか以下検討する。

エ 同社が営んでいる産業廃棄物収集運搬業は、仮に産業廃棄物の不法投棄がなされるなどその業務が適正に遂行されない場合には、自然環境、ひいては人の生命、健康、生活にまで重大な影響を与える可能性のある事業である。そして、当該事業者の貸借対照表及び損益計算書は、当該事業者が当該事業を適正に行い得るだけの堅実な財務基盤を持ち、健全な経営を行っているか否かを指し示す客観的な資料といえることができる。すなわち、本件公文書中、貸借対照表及び損益計算書は、同社の財務内容を表すとともに、同社が当該事業を適正に実施しうるかどうかを推し量る目安にもなることから、当該文書に記載されている情報は、条例第7条第3号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると認められる。

そもそも、このように自然環境や人の生命、健康、生活に大きな影響を与える可能性がある産業廃棄物処理・収集運搬業に係る行政を運営するにあたっては、その透明性を一層確保することが要請されるのであり、当該事業の許可業者の貸借対照表及び損益計算書を公にし、実施機関が当該業者に対して事業許可を与えたことについて広く市民の理解を求め、批判を仰ぐことは、行政の説明責任を全うする上でも必要であると考えられることから、当該文書に記載されている情報は開示すべきである。

ただし、本件公文書中、貸借対照表及び損益計算書以外の文書に記載されている情報については、法人の内部情報としての性格がより強いものであるところ、同社が当該事業を適正に実施しうるかどうかを判断する上で必要不可欠なものとは言い難いことから、条例第7条第3号ただし書に該当するとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 2 号)

年月日	内 容
平成13. 8 . 29	・ 諮問を受けた
13 . 10 . 29	・ 実施機関（環境局廃棄物事業部産業廃棄物指導課）から ・ 理由説明書を受理した
14 . 5 . 24 (平成14年度 第2回審査会)	・ 諮問の審議を行った
14 . 6 . 14	・ 異議申立人から意見書を受理した
14 . 6 . 24 (第3回審査会)	・ 実施機関（環境局廃棄物事業部産業廃棄物指導課）から 意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
14 . 7 . 4 (第4回審査会)	・ 諮問の審議を行った
14 . 7 . 22 (第5回審査会)	・ 諮問の審議を行った